

この章では

- 自立活動とは何か
- 自立活動の指導の進め方
- 個別の指導計画
- 現行の学習指導要領と教育課程について

わかりやすく解説しました。

1. 自立活動とは

(1) 自立活動の必要性と意義

盲・聾・養護学校に在学している障害のある子どもの教育目標と、小学校や中学校等に在学している子どもの教育目標は同じです。小学校や中学校等では、各年齢段階に応じて系統的に教育内容が配列されており、それを学習することによって教育目標の達成が図られます。しかし、障害があるために小学校や中学校等の教育内容では調和的な発達が難しい場合、個々の子どもの教育的ニーズに対応するため、基礎的な学習や障害の状態及び特性を考慮したより専門性のある教育内容を用意する必要があります。そこで、盲・聾・養護学校においては、小学校や中学校等の領域・教科に加えて自立活動の領域が特別に設けられています（図1）。なお、図1の総合的な学習の時間については知的障害養護学校小学部は除かれています。

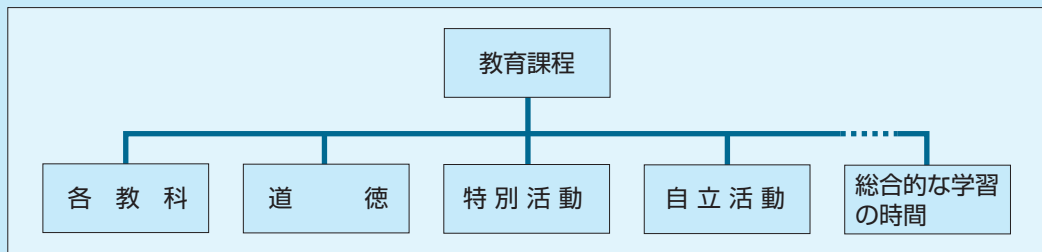


図1 盲・聾・養護学校 小・中学部の教育課程

(2) 自立活動の目標

自立活動の目標は、「個々の幼児児童生徒が自立を目指し、障害に基づく種々の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、もって心身の調和的な発達の基盤を培うこと」です。

「障害に基づく種々の困難を主体的に改善・克服する」とは、

子どもの実態に応じ、日常生活や遊び等の諸活動において、その障害によって生じるつまずきや困難を軽減しようとしたり、また、障害があることを受容し、つまずきや困難の解消のために努めたりすることです。

「調和的な発達の基盤を培う」とは、

一人一人の子どもの発達の遅れや不均衡を改善したり、発達の進んでいる側面を更に伸ばすことによって遅れている側面の発達を促すようにしたりして、全人的な発達を促進することを意味します。

(3) 自立活動の内容

1) 自立活動の内容構成

自立活動の内容は、「人間として基本的な行動を遂行するための必要な要素」と、「障害に基づく種々の困難を改善・克服するために必要な要素」の二つの要素から構成されており、その内容

は、「健康の保持」「心理的な安定」「環境の把握」「身体の動き」「コミュニケーション」の五つの区分で示されています。五つの区分の内容は22の項目で示されています。

2) 自立活動の内容（五つの区分と22の項目）

1. 健康の保持

生命を維持し、適切な健康管理とともに、日常生活を行うために必要な身体の状態の維持・改善を図る観点からの内容である。

1) 生活のリズムや生活習慣の形成に関すること。

体温の調節、覚醒と睡眠など健康状態の維持・改善に必要な生活のリズムを身に付けること、食事や排泄などの生活習慣の形成、衣服の調節、室温・換気、感染予防のための清潔の保持など健康な生活環境の形成を図ること

2) 病気の状態の理解と生活管理に関すること。

自分の病気の状態を理解し、その改善を図り、病気の進行の防止に必要な生活様式についての理解を深め、それに基づく生活の自己管理ができるようにすること

3) 損傷の状態の理解と養護に関すること。

病気や事故などによる神経、筋、骨、皮膚等の損傷の状態を理解し、それを適切に養護することによって、症状の進行を防止できるようにすること

4) 健康状態の維持・改善に関すること。

障害があることにより、運動量が少なくなったり、体力が弱くなったりすることを防ぐために、日常生活における適切な健康管理ができるようにすること

2. 心理的な安定

心理的な安定を図り、対人関係を円滑にし、社会参加の基盤を培う観点からの内容である。

1) 情緒の安定に関すること。

情緒の安定を図ることが困難な幼児児童生徒が、安定した情緒の下で生活できるようにすること

2) 対人関係の形成の基礎に関すること。

対人関係の基礎となる自他の区別をすること、人の心情を理解した対応の方法を身に付けること集団に参加し、役割を自覚して行動すること

3) 状況の変化への適切な対応に関すること。

場所や場面への心理的抵抗を軽減したり、変化する状況を理解したりして、適切な行動の仕方を身に付けること

4) 障害に基づく種々の困難を改善・克服する意欲の向上に関すること。

自分の障害の状態を理解したり、受容したりして、積極的に障害に基づく種々の困難を改善・克服しようとする意欲の向上を図ること

3. 環境の把握

感覚を有効に活用し、空間や時間などの概念を手がかりとして、周囲の状況を把握したり、環境と自己との関係を理解したりして、的確に判断し、行動できるようにする観点からの内容である。

1) 保有する感覚の活用に関すること。

保有する視覚、聴覚、触覚などの感覚を十分に活用できるようにすること

2) 感覚の補助及び代行手段の活用に関すること。

保有する感覚器官を用いて状況を把握しやすくするよう各種の補助機器を活用できるようにしたり、他の感覚や機器での代行が的確にできるようにしたりすること

3) 感覚を総合的に活用した周囲の状況の把握に関すること。

いろいろな感覚器官やその補助及び代行手段を総合的に活用して、情報を収集したり、環境の状態を把握したりして、的確な判断や行動ができるようにすること

4) 認知や行動の手掛かりとなる概念の形成に関すること。

ものの機能や属性、形、色、音が変化する様子、空間・時間などの概念の形成を図ることによって、認知の手掛かりとして活用できるようにすること

4. 身体の動き

日常生活や作業に必要な基本動作を習得し、生活の中で、適切な身体の動きができるようにする観点からの内容である。

1) 姿勢と運動・動作の基本的技能に関すること。

日常生活に必要な動作の基本となる姿勢保持や上肢・下肢の運動・動作の改善及び習得、関節の拘縮や変形の予防、筋力の維持・強化を図ることなどの基本的技能に関すること

2) 姿勢保持と運動・動作の補助的手段の活用に関すること。

姿勢の保持や各種の運動・動作が困難な場合、様々な補助用具などの補助的手段を活用してこれらができるようにすること

3) 日常生活に必要な基本動作に関すること。

食事、排泄、衣服の着脱、洗面、入浴などの身辺処理及び書字、描画等の学習のための動作などの基本動作を身に付けることができるようにすること

4) 身体の移動能力に関すること。

自力での身体移動や歩行、歩行器や車いすによる移動など、日常生活に必要な移動能力の向上を図ること

5) 作業の円滑な遂行に関すること。

作業に必要な基本動作を習得し、その巧緻性や持続性の向上を図るとともに、作業を円滑に遂行する能力を高めること

5. コミュニケーション

場や相手に応じて、コミュニケーションを円滑に行うことができるようにする観点からの内容である。

1) コミュニケーションの基礎的能力に関すること。

幼児児童生徒の障害の種類や程度、興味・関心等に応じて、表情や身振り、各種の機器などを用いて意思のやりとりが行えるようにするなど、コミュニケーションに必要な基礎的な能力を身に付けること

2) 言語の受容と表出に関すること。

話し言葉や各種の文字・記号等を用いて、相手の意図を受け止めたり、自分の考えを伝えたりするなど、言語を受容し表出することができるようにすること

3) 言語の形成と活用に関すること。

コミュニケーションを通して、事物や現象、自己の行動等に対応した言語の概念の形成を図り、体系的な言語を身に付けることができるようにすること

4) コミュニケーション手段の選択と活用に関すること。

話し言葉や各種の文字・記号、機器等のコミュニケーション手段を適切に選択・活用し、コミュニケーションが円滑にできるようにすること

5) 状況に応じたコミュニケーションに関すること。

場や相手の状況に応じて、主体的なコミュニケーションを展開できるようにすること

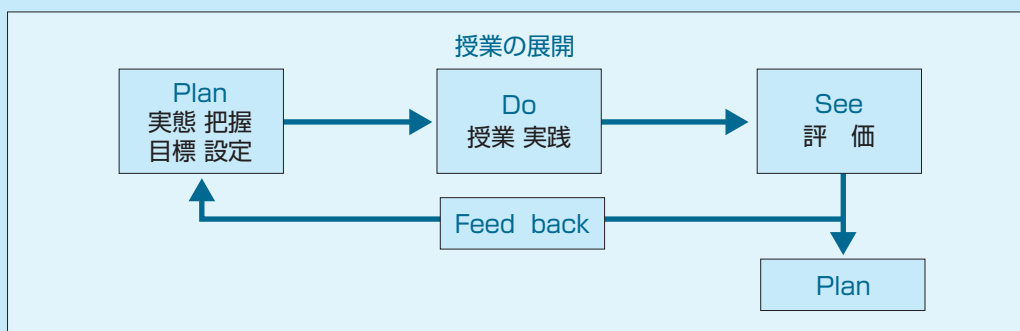
3) 指導内容の選定の留意事項

これらの内容については、各区分ごと又は各項目ごとに別々に指導することを意図しているわけではありません。個々の子どもに必要とする項目を、五つの区分ごとに示された22の内容の中から選定し、それらを相互に関連付けて具体的に指導内容を設定する必要があります。

2. 自立活動の指導の進め方

(1) 自立活動の授業の展開

自立活動のみならず、授業は下図のようなプロセスで展開されます。すなわち、個々の子どもの実態を把握し、それに基づき指導目標を設定します。そして、指導計画作成、授業案作成、授業、評価まで一連の流れの中で指導が展開されます。各段階で可能な限り複数の教員が参画し、Plan-Do-See (PDC Aを使うこともある) サイクルにより、よりよい授業の展開を目指します。



(2) 実態把握

実態把握の内容としては、学習上の配慮事項や学力、基本的な生活習慣、特別な施設・設備や教育機器の必要性、興味・関心、人やものとの関わり、心理的な安定の状態、コミュニケーションの状態、対人関係や社会性の発達、身体機能、知的発達の程度、病気の有無、生育歴、教育歴、進路、家庭や地域の環境などが考えられます。

実態把握方法としては、観察法、面接法、検査法などの直接的な把握の方法が考えられますが、それぞれの方法の特徴を十分に踏まえながら、目的に即した方法を用いることが大切です。また、医療機関や保護者等第三者からの情報による実態把握も貴重です。

(3) 目標設定

本人や保護者の意見を参考にしつつ、実態把握に基づき、自立活動の指導において、達成をめざす目標を設定します。他領域・教科との関連、教育活動全体を通じて、自立活動の目標に沿ったものを取り上げます。長期的な観点に立った目標及び短期的な観点に立った目標を設定します。この目標設定においては、将来の可能性を広い視野から見通した検討も必要となります。

(4) 目標達成に必要な項目の選定と内容の設定

設定された目標を実現するために、どのような具体的な内容を指導する必要があるかを検討します。5区分22項目に示す内容の中からそれぞれに必要な項目を選定し、それらを相互に関連付け、特に次の事項に配慮して、具体的に指導内容を設定します。

(5) 指導上の留意点

第一は、子どもが興味をもって主体的に取り組み、成就感を味わうことができる内容を取り上げます。達成できたという満足感や成気感は、自信を高め、次の活動への意欲につながります。

第二は、障害に基づく種々の困難を改善・克服しようとする意欲を高めることができる内容を取り上げます。実際的な経験等の具体的な学習活動を通して指導することが効果的です。

第三は、個々の子どもの発達の進んでいる側面を更に伸ばすことによって、遅れている側面を補うことができるような指導内容を取り上げます。一般に発達の遅れている側面や改善の必要な障害の状態のみに着目しがちです。発達の諸々の側面が有機的に関連し合っていることを踏まえ、発達の進んでいる側面をさらに伸ばすことで、子どもの学習の意欲や自信を喚起し、遅れている側面の改善に有効に作用することも少なくありません。その意味で、発達の進んでいる側面にも注目する必要があります。

(6) 評価

自立活動の評価は、個別に設定した目標に照らして、それがどれだけ実現できたかを評価することになります。設定された目標があいまいであるとその評価が難しくなります。その意味で目標設定の段階で評価の仕方を検討しておくことが重要です。

(7) 指導時間と指導形態

① 指導時間

従前、養護・訓練に充てる授業時数については、週当たり3単位時間が標準であると示されていましたが、今回（平成11年）の学習指導要領の改訂においては、障害の状態に応じて、適切に定めるものとするされています。多くの肢体不自由養護学校においては、これまで週当たり3～4時間設定されていました。学校によっては学部の違い、疾患や損傷の種類や程度等に応じて時間を設定するなど、その実態は多岐にわたっています。

このような状況を踏まえ、より一層、子どもの実態に応じた自立活動の指導が行えるようにするため、指導時間にかかわる規定を改めたものです。この趣旨を理解し、個々の子どもに必要とされる時間設定を考えていく必要があります。

② 指導形態

自立活動の指導に当たっては、個々の子どもの実態に即した個別の指導計画を作成することとなっています。指導形態も個別指導が基本となります。しかし、実際の指導に当たっては、指導内容や学校の実情等を考慮し、様々な指導形態が考えられます。基本的に3つの指導形態が考えられますが、これらを参考に各学校で様々な指導形態を工夫する必要があります。

第一は、一人の子どもに対して一人の教員が指導を行う個別指導です。この形態では、個々の子どもの障害の状態に応じたきめ細かな指導が行いやすいのが特徴です。しかしながら、集団活動での指導の方が意欲的に学習に取り組める子どもについては、集団での指導形態も考える必要があります。

第二は、少人数のグループの子どもを対象として個別的な学習を指導する形態です。この形態では、子ども同士が刺激し合いながら学習することが可能です。教員数によって、一人の教員が指導を行う場合や、複数の教員が指導を行う場合が考えられますが、複数の教員が指導を行う場合には、とくに教員相互の連携協力を密に図ることが重要です。

第三は、一定の子どもの集団を対象として複数の教員が指導を行う形態です。この形態では、子ども同士が刺激し合いながら学習することが可能ですが、指導に当たる複数の教員が連携協力を密に図っておかないと、指導目標の達成が困難になるので十分留意する必要があります。

こうした指導形態のうち、いずれの形態を選ぶかは、子どもの実態や課題、教員の数や専門性等を考慮して決定し、かかわる教員がその目標達成のために、教材・教具の工夫や接し方等を十分研究することが重要です。

3. 個別の指導計画の作成

(1) 盲・聾・養護学校の学習指導要領に規定

個別の指導計画は、平成11年の盲・聾・養護学校の学習指導要領で、下記のように規定されています。

○重複障害者の指導における配慮すべき事項（第1章第7）

「重複障害者の指導に当たっては、個々の児童又は生徒の実態を的確に把握し、個別の指導計画を作成すること」

○自立活動の指導計画の作成と内容の取扱い（第5章第31）

「自立活動の指導に当たっては、個々の児童又は生徒の障害の状態や発達段階等の的確な把握に基づき、指導の目標及び指導内容を明確にし、個別の指導計画を作成するものとする」

(2) 個別の指導計画作成の手順

個別の指導計画の作成の手順とそれに伴う教員の行う作業は以下のように整理できます。



4. 障害の多様化に対応した肢体不自由養護学校の教育課程

肢体不自由養護学校では、障害の多様化に対応した教育課程を用意しています。

① 小学校・中学校・高等学校の各教科等を中心とした教育課程

この教育課程は、肢体不自由単一の障害のある子どもで、小学校・中学校・高等学校の学年相応の各教科等の内容です。

② 小学校・中学校・高等学校の下学年（下学部）の各教科を中心とした教育課程

この教育課程は、基本的には肢体不自由等のため学年相応の各教科の内容ではなく、下学年の内容を学ぶ場合であり、「盲学校，聾学校及び養護学校小学部・中学部学習指導要領（以下，小中学部指導要領）」第1章第2節第5の1及び「盲学校，聾学校及び養護学校高等部学習指導要領（以下，高等部指導要領）」第1章第2節第6款の1に示されている特例に基づくものです。

③ 知的障害養護学校の各教科を中心とした教育課程

この教育課程は、肢体不自由に加えて知的障害のある子どもの場合で、知的障害養護学校の各教科の内容を学習する場合であり、小・中学部指導要領の第1章第2節第5の2の(1)，及び高等部指導要領の第1章第2節第6款の2の(1)に基づくものです。

④ 自立活動を中心とした教育課程

この教育課程は、一般的には肢体不自由の程度も知的障害の程度も共に重度で、各教科の学習が著しく困難なため、それに代えて自立活動の内容を主として学習する方が適切であると考えられる場合であり、小学部・中学部の学習指導要領の第1章第2節第5の2の(2)，及び高等部学習指導要領の第1章第2節第6款の2の(2)に基づくものです。

下図は、自立活動を中心とした教育課程を示したものです。自立活動を中心とした教育課程のいくつかのパターンについてはQ&A編（Q4）に示しました。

自 立 活 動	各教科 (科目)	総合的な学習 の時間	道 徳	特別活動
---------	-------------	---------------	-----	------

5. 現行の学習指導要領と教育課程の編成

(1) 教育目標

平成11年の学習指導要領（小学部・中学部）の第1章総則の第1節に教育目標が以下のように記述されています。

「小学部及び中学部における教育については、学校教育法第71条に定める目的を実現するために、児童及び生徒の障害の状態及び特性等を十分考慮して、次に掲げる目標の達成に努めなければならない。1. 小学部においては、学校教育法第18条各号に掲げる教育目標、2. 中学部においては、学校教育法第36条各号に掲げる教育目標、3. 小学部及び中学部を通じ児童及び生徒の障害に基づく種々の困難を改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養うこと。」

自立活動については、上記の「3. 小学部及び中学部を通じ児童及び生徒の障害に基づく種々の困難を改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養うこと。」の部分が該当します。このことから自立活動が盲・聾・養護学校の教育の重要な部分を担っていることが分かります。

(2) 教育課程の編成

平成11年の学習指導要領の第1章総則の第2節に教育課程の編成についての記述があります。

第1に一般方針として、

1 各学校においては、法令及びこの章以下に示すところに従い、児童又は生徒の人間として調和のとれた育成を目指し、その障害の状態及び発達段階や特性等並びに地域や学校の実態を十分考慮して、適切な教育課程を編成するものとする。

学校の教育活動を進めるに当たっては、各学校において、児童又は生徒に生きる力をはぐくむことを目指し、創意工夫を生かし特色ある教育活動を展開する中で、自ら学び自ら考える力の育成を図るとともに、基礎的・基本的な内容の確実な定着を図り、個性を生かす教育の充実に努めなければならない。

2 学校における道徳教育は、学校の教育活動全体を通じて行うものであり、道徳の時間ははじめとして各教科、特別活動、自立活動及び総合的な学習の時間のそれぞれの特質に応じて適切な指導を行わなければならない。（中略）

3 学校における体育・健康に関する指導は、学校の教育活動全体を通じて適切に行うものとする。特に、体力の向上及び心身の健康の保持増進に関する指導については、小学部の体育科及び中学部の保健体育科の時間はもとより、特別活動、自立活動などにおいてもそ

れぞれの特質に応じて適切に行うよう努めることとする。また、それらの指導を通して、家庭や地域社会との連携を図りながら、日常生活において適切な体育・健康に関する活動の実践を促し、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎が培われるよう配慮しなければならない。

- 4 学校における自立活動の指導は、障害に基づく種々の困難を改善・克服し、自立し社会参加する資質を養うため、学校の教育活動全体を通じて適切に行うものとする。特に、自立活動の時間における指導は、各教科、道徳、特別活動及び総合的な学習の時間と密接な関連を保ち、個々の児童又は生徒の障害の状態や発達段階等を的確に把握して、適切な指導計画の下に行うよう配慮しなければならない。

ここでは学校教育における自立活動の指導の在り方について述べてあります。自立活動は学校の教育活動の全体をとおして行う必要があること、自立活動の時間における指導について他の教科や領域と密接な関連を持って指導することが明記されています。さらに、指導計画に基づく指導の必要性が求められています。

第2 内容等の取扱いに関する共通的事項

平成11年の学習指導要領の第1章総則第2節教育課程の編成の第2に、内容等の取扱いに関する共通的事項について記述があります。

- 1 (盲・聾・養護学校の学習指導要領の)第2章以下に示す各教科(中学部においては、必修教科とする。2において同じ。)、道徳、特別活動及び自立活動の内容に関する事項は、特に示す場合を除き、いずれの学校においても取り扱わなければならない。

学校において特に必要がある場合には、第2章以下に示していない内容を加えて指導することもできるが、その場合には、第2章以下に示す各教科、道徳、特別活動及び自立活動並びに各学年、各分野又は各言語(知的障害者を教育する養護学校においては、各教科、道徳、特別活動及び自立活動)の目標や内容の趣旨を逸脱したり、児童又は生徒の負担過重となったりすることのないようにしなければならない。

- 2 第2章以下に示す各教科、道徳、特別活動及び自立活動並びに各学年、各分野又は各言語の内容に掲げる事項の順序は、特に示す場合を除き、指導の順序を示すものではないので、学校においては、その取扱いについて適切な工夫を加えるものとする。
- 3 盲学校、聾学校及び肢体不自由者又は病弱者を教育する養護学校の小学部において、学年の目標及び内容を2学年まとめて示した教科の内容は、2学年間かけて指導する事項を示したものである。各学校においては、これらの事項を地域や学校及び児童の実態に応じ、2学年間を見通して計画的に指導することとし、特に示す場合を除き、いずれかの学年に分けて指導したり、いずれの学年においても指導したりするものとする。
- 4 知的障害者を教育する養護学校においては、各教科(小学部においては各教科の各段階)に示す内容を基に、児童又は生徒の知的発達の遅滞の状態や経験等に応じて、具体的に指導内容を設定するものとする。

上記1には、各教科(中学部においては、必修教科とする。2において同じ。)、道徳、特別活動及び自立活動の内容に関する事項は、特に示す場合を除いて必ずいずれの学校においても取り扱わなければならないことが明記されています。

第3 選択教科の内容等の取扱い（略）

平成11年の学習指導要領の第1章総則第2節教育課程の編成の第3に、選択教科の内容等の取扱いについて記述があります。

第4 総合的な学習の時間の取扱い（略）

平成11年の学習指導要領の第1章総則第2節教育課程の編成の第4に、総合的な学習の時間の取扱いについて記述があります。

第5 重複障害者等の特例

平成11年の学習指導要領の第1章総則第2節教育課程の編成の第5に、重複障害者等の特例について記述があります。

- 1 障害の状態により学習が困難な児童又は生徒について特に必要がある場合には、次に示すところによるものとする。
 - (1) 各教科の目標及び内容に関する事項の一部を取り扱わないことができること。
 - (2) 各教科の各学年の目標及び内容の全部又は一部を、当該学年の前各学年の目標及び内容の全部又は一部によって、替えることができること。
 - (3) 中学部の各教科の目標及び内容に関する事項の全部又は一部を、当該各教科に相当する小学部の各教科の目標及び内容に関する事項の全部又は一部によって、替えることができること。
 - (4) 幼稚部教育要領に示す各領域のねらい及び内容の一部を取り入れることができること。
- 2 当該学校に就学することとなった障害以外に他の障害を併せ有する児童又は生徒（以下「重複障害者」という。）を教育する場合には、次に示すところによるものとする。
 - (1) 盲学校、聾学校又は肢体不自由者若しくは病弱者を教育する養護学校に就学する児童又は生徒のうち、知的障害を併せ有する者については、各教科又は各教科の目標及び内容に関する事項の一部を、当該各教科に相当する第2章第1節第2款若しくは第2節第2款に示す各教科又は各教科の目標及び内容に関する事項の一部によって、替えることができること、なお、この場合、小学部の児童については、総合的な学習の時間を設けないことができること。
 - (2) 重複障害者のうち、学習が著しく困難な児童又は生徒については、各教科、道徳若しくは特別活動の目標及び内容に関する事項の一部又は各教科若しくは総合的な学習の時間に替えて、自立活動を主として指導を行うことができること。
- 3 障害のため通学して教育を受けることが困難な児童又は生徒に対して、教員を派遣して教育を行う場合については、上記の1又は2に示すところによるものとする。

上記1の(2)(3)については、(2)は教育課程の編成において下学年適用について、(3)は教育課程の編成において下学部適用について記述されています。また、2の(1)は、知的障害のある子どもに対する教育課程の編成において、知的障害者を教育する養護学校の各教科の目標及び内容について代替できることが示されています。さらに、2の(2)は、重複障害のうち学習が著しく困難な子どもの教育課程の編成において、自立活動の内容を主として指導を行うことができることが記述されています。3については、訪問教育の教育課程に関する記述です。

第6 授業時数等の取り扱い

平成11年の学習指導要領の第1章総則第2節教育課程の編成の第6に、授業時数の等の取り扱いについて記述があります。

- 1 小学部又は中学部の各学年における総授業時数は、小学校又は中学校の各学年における総授業時数に準ずるものとする。この場合、各教科、道徳、特別活動（学級活動（学校給食に係るものを除く。）に限る。5及び7において同じ。）及び自立活動の目標及び内容並びに総合的な学習の時間のねらいを考慮し、それぞれの年間の授業時数を適切に定めるものとする。
- 2 小学部又は中学部の各学年の自立活動の時間に充てる授業時数は、児童又は生徒の障害の状態に応じて、適切に定めるものとする。
- 3 小学部又は中学部の各学年の総合的な学習の時間に充てる授業時数は、児童又は生徒の障害の状態や発達段階等を考慮して、盲学校、聾学校及び肢体不自由者又は病弱者を教育する養護学校については、小学部第3学年以上及び中学部において、知的障害者を教育する養護学校については、中学部において、それぞれ適切に定めるものとする。
- 4 重複障害者、療養中の児童若しくは生徒又は教員を派遣して教育を行う場合について、特に必要があるときは、実情に応じた授業時数を適切に定めるものとする。
- 5 小学部又は中学部の各教科、道徳、特別活動、自立活動及び総合的な学習の時間（以下「各教科等」という。）の授業は、年間35週（小学部第1学年については34週）以上にわたって行うように計画し、週当たりの授業時数が児童又は生徒の負担過重にならないようにするものとする。ただし、各教科等（中学部においては、特別活動を除く。）や学習活動の特質に応じ効果的な場合には、これらの授業を特定の期間に行うことができる。なお、給食、休憩などの時間については、学校において工夫を加え、適切に定めるものとする。
- 6 特別活動の授業のうち、小学部の児童会活動及びクラブ活動、中学部の生徒会活動並びに学校行事については、それらの内容に応じ、年間、学期ごと、月ごとなどに適切な授業時数を充てるものとする。
- 7 小学部又は中学部の各教科等のそれぞれの授業の1単位時間は、各学校において、児童又は生徒の障害の状態や発達段階及び各教科等や学習活動の特質を考慮して適切に定めるものとする。
- 8 各学校においては、地域や学校、児童又は生徒の実態、各教科等や学習活動の特質に応じて、創意工夫を生かし時間割を弾力的に編成することに配慮するものとする。

○小・中学部の授業時数の扱いについて、自立活動の解説書で、以下のように記述されています。

上記2においては、自立活動の時間について小学部又は中学部の各学年の自立活動の時間に充てる授業時数は、児童又は生徒の障害の状態に応じて、適切に定めるものとする。従前、盲学校、聾学校及び肢体不自由者又は病弱者を教育する養護学校において、養護・訓練に充てる授業時数は、年間105単位時間を標準として示していた。しかしながら、児童生徒の障害が重度・重複化、多様化してきていることから、個々の児童生徒の実態に応じて、授業時数を標準より多く設定する必要がある場合もあるなど、弾力的な運用が求められてきた。そこで、今回の改訂においては、障害に基づく種々の困難の改善・克服を図る自立活動の指導に充てる授業時数を一律に、年間105単位時間を標準として示さず、各学校がより実態に応じ

た適切な指導を行うことができるようにしたものである。ただし、標準授業時数を示さないからといって、自立活動の時間を確保しなくてもよいということではなく、個々の児童生徒の実態に応じて、適切な授業時数を確保する必要があるということである。

また、自立活動の時間に充てる授業時数は、各学年の総授業時数の範囲に含まれることとなっているが、児童生徒の実態に即して適切に設けた自立活動の時間に充てる授業時数を学校教育法施行規則別表第1又は別表第2に加えると、総授業時数は、小学校又は中学校の総授業時数を上回ることもある。こうした場合には、児童生徒の実態及びその負担過重について十分考慮し、適切な授業時数を確保することが大切である。

なお、知的障害者を教育する養護学校における自立活動の時間に充てる授業時数は、従前の養護・訓練の時間に充てる授業時数と同様、児童生徒の実態に応じて適切に定めるものとしている。

○高等部授業時数について、学習指導要領には次のように記載されています。

高等部学習指導要領（第1章第2節第2款第4の6 高9ページ，第3款第3の7 高11ページ6 各学年における自立活動の時間に充てる授業時数は、生徒の障害の状態に応じて、適切に定めるものとする。

○高等部の授業時数の扱いについて、自立活動の解説書で、以下のように記述されています。

従前、盲学校、聾学校及び肢体不自由者又は病弱者を教育する養護学校における養護・訓練授業時数については、各学年において週当たり3単位時間を標準として示していた。しかしながら、生徒の障害が重度・重複化、多様化してきていることから、個々の生徒の実態に応じて、授業時数を標準より多く設定する必要がある場合など、弾力的な運用が求められてきた。

そこで、今回の改訂においては、障害に基づく種々の困難の改善・克服を図る自立活動に充てる授業時数を、一律に、週当たり3単位時間を標準として示さず、各学校が、より実態に応じた適切な指導を行うことができるようにしたものである。ただし、標準授業時数を示さないからといって、自立活動の時間を確保しなくてもよいということではなく、個々の生徒の障害の状態に応じて、適切な授業時数を確保する必要があるということである。（後略）

第7 指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項

教育活動を推進してしていく上で、大切な指導計画を作成するときに配慮すべきことが、以下のように述べられています。

- 1 各学校においては、次の事項に配慮しながら、学校の創意工夫を生かし、全体として、調和のとれた具体的な指導計画を作成するものとする。
 - 1) 各教科等及び各学年相互間の関連を図り、系統的、発展的な指導ができるようにすること。
 - 2) 盲学校、聾学校及び肢体不自由者又は病弱者を教育する養護学校の小学部において、学年の目標及び内容を2学年まとめて示した教科については、当該学年間を見通して、地域や学校及び児童の実態に応じ、その障害の状態や発達段階を考慮しつつ、効果的、段階的に指導するようにすること。

- 3) 各教科の各学年, 各分野又は各言語の指導内容については, そのまとめ方や重点の置き方に適切な工夫を加えるとともに, 教材等の精選を図り, 効果的な指導ができるようにすること。
 - 4) 小学部においては, 児童の実態等を考慮し, 指導の効果を高めるため, 合科的・関連的な指導を進めること。
 - 5) 重複障害者の指導に当たっては, 個々の児童又は生徒の実態を的確に把握し, 個別の指導計画を作成すること。
 - 6) 開かれた学校づくりを進めるため, 地域や学校の実態に応じ, 家庭や地域の人々の協力を得るなど家庭や地域社会との連携を深めること。また, 学校相互の連携や交流を図ることにも努めること。特に, 児童又は生徒の経験を広めて積極的な態度を養い, 社会性や豊かな人間性をはぐくむために, 学校の教育活動全体を通じて, 小学校の児童又は中学校の生徒及び地域の人々などと活動を共にする機会を積極的に設けるようにすること。
- 2 以上のほか, 次の事項に配慮するものとする。
- (1) 学校の教育活動全体を通じて, 個に応じた指導を充実するため, 指導方法や指導体制の工夫改善に努めること。その際, 児童又は生徒の障害の状態や学習の進捗等を考慮して, 個別指導を重視するとともに, 授業形態や集団の構成の工夫, 教師の協力的な指導などにより, 学習活動が効果的に行われるようにすること。

(當 島 茂 登・徳 永 豊)

参考文献

- 1) 文部省(2000) 盲学校, 聾学校及び養護学校学習指導要項(平成11年3月) 解説—自立活動編—海文堂出版